

三重県外国人介護人材集合研修実施事業実施要領

1. 目的

外国人介護人材集合研修実施事業は、外国人介護人材の介護技能向上等のための集合研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とし、三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

2. 実施主体

実施主体は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等の民間団体とする。

3. 事業内容

県内で就労する介護職種の技能実習生および介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能向上等を目的として実施する集合研修にかかる経費を助成する。

集合研修の実施にあたっては、特定の個人や事業所に限定した研修としないこととし、以下の（1）から（5）までの内容を盛り込んだ集合研修実施計画を作成すること。

（1）研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

（2）研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

(3) 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

(4) 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

(5) 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、同事業で開発・運営している介護の日本語学習に関する WEB コンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等を有効に活用すること。

4. 留意事項

本事業に関して知り得た個人情報を漏洩し、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。

5. その他

本要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。